



**家屋を取り壊したら連絡を**

平成30年中に取り壊した家屋については、平成31年度から課税されません。

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、面積の大小にかかわらず市役所税務グループへ連絡してください。(電話連絡も可)

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

※「家屋滅失届」は市役所1階税務グループ窓口または、市公式ホームページから入手できます。

**問合せ先**

同税務グループ (内線244・245)

**事業を営まれている皆さんへ  
償却資産申告書を  
提出してください**

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものになります。

- ① **構築物**(建物附属設備を含む。) 門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
  - ② **機械および装置** 旋盤、ボール盤、フライス盤など
  - ③ **船舶** ボート、漁船など
  - ④ **航空機** セスナ、ヘリコプターなど
  - ⑤ **車両および運搬具** 手押し車、動力運搬車など(自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除く。)
  - ⑥ **工具・器具および備品** 工具類、計算機、レジスター、机、いすなど
- これらの資産を所有している方は、平成31年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(休)までに申告してください。

なお、平成31年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成30年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかった方は、市役所税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用して電子申告ができます。詳しくはエルタックスホームページ  
<http://www.eltax.jp/>  
 サポートデスク  
 ☎0570-08-1459

**提出・問合せ先**  
 同税務グループ (内線244・258)

**愛知県**

**特定最低賃金の改定**

平成30年12月16日から5業種で改定がありました。(参考：愛知県の最低賃金は、平成30年10月1日より898円)

特定最低賃金名	最低賃金額 (1時間)
鉄 鋼 業	957円
はん用機械器具製造業	928円
電気機械器具製造業	901円
輸送用機械器具製造業	936円
自動車(新車)小売業	921円

問合せ先 刈谷労働基準監督署  
 ☎21-4885

人と住まいをつなぐ  
**ナゴヤハウジングセンター**  
 半田会場 愛知県下最大級 5会場「安心」「安全」「品質」の全127棟。  
※愛知県下の住宅総合展示場の中で、同一事業者におけるモデルハウス棟数、県下最大。 ※2018年10月1日現在。  
 〒475-0867 半田市榎下町7 ナゴヤハウジングセンター半田会場 検索  
 ☎0569(32)3660  
**半田赤レンガ建物隣り**